会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１３１２号
令和５年１０月１０日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　登　坂　英　明）
（公印省略）

季節性インフルエンザワクチンの供給について（通知）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、埼玉県保健医療部長より別添のとおり通知がありました。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

担当：業務課業務Ⅰ担当　森田
電話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

埼加八潮医師会
収受
5.10.10
第685号

薬第５０１－１号
令和５年９月２８日

一般社団法人埼玉県医師会　会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　表　久仁和
（　公　印　省　略　）

季節性インフルエンザワクチンの供給について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長、同省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長及び同部予防接種課長の連名で、今シーズンの季節性インフルエンザワクチンの供給について別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員への周知について特段の御配慮をお願いします。

また、令和５年度埼玉県インフルエンザワクチン安定供給対策については、別途策定し、送付します。

担当　薬務課販売指導担当（電話 048-830-3622）
感染症対策課感染症・新型インフルエンザ対策担当（電話 048-830-3557）
医療整備課医務担当（電話 048-830-3539）

写

医政産情企発 0919 第１号
感　感　発 0919 第２号
感　予　発 0919 第２号
令 和 ５ 年 ９ 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

季節性インフルエンザワクチンの供給について

季節性インフルエンザワクチン（以下「ワクチン」という。）の供給について、貴職におかれては、下記の事項について、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）や医療機関等の貴管内関係者へ周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いします。

記

１．ワクチンの供給予定量等について

今冬のインフルエンザシーズンのワクチンの供給予定量は、令和５年８月時点で約 3,121 万本（１mL を１本に換算）の見込み（別紙１参照）であり、通常年の使用量を超える供給量が見込まれています。

また、今年度は９月第５週（週を数える基準日は金曜日）の時点で約 1,660 万本が、10 月第４週の時点で約 2,880 万本が出荷可能と見込まれており、比較的早期にワクチンが供給されるスケジュールとなっています（別紙２参照）。

２．ワクチンの安定供給に係る対策について

今年度のワクチンの供給量については、記１のとおり十分な量が見込まれているものの、これは例年行っていただいているワクチンの効率的な使用が前提となっていることから、今年度も、昨年度と同様にワクチンの効率的な使用と安定供給が重

埼玉県
収　受
'23. 09. 21
薬務課

薬第500号

要となるものと考えられます。医療現場では改めて、

① 13 歳以上の者が接種を受ける場合には、医師が特に必要と認める場合を除き「１回注射」であることを周知徹底する

② 必要量に見合う量のワクチンを購入すること等を徹底する

ことをお願いします。また、卸売販売業者においては、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うようお願いします。

さらに、以下の事項について、貴管内関係者に対して周知し、かつ協力を要請いただくとともに、各都道府県においても、必要な準備をお願いします。

（１）予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に規定するインフルエンザの定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮をお願いします。

ア 65 歳以上の者

イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者

（２）13 歳以上の者に係るワクチンの用法・用量は、いずれの製造販売業者の製品においても、「13 歳以上のものについては、0.5mL を皮下に、１回又はおよそ１～４週間の間隔をおいて２回注射する。」とされています。一方、世界保健機関では、ワクチン（不活化ワクチンに限る。）の用法について、９歳以上の小児及び健康成人に対しては「１回注射」が適切である旨の見解が示されています。これらを踏まえて、13 歳以上の者が接種を受ける場合にあっては、医師が特に必要と認める場合を除き、「１回注射」が原則です。

（３）ワクチンは、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにバイアル内に十分な薬液量が充填されています。同一バイアルから複数回の使用が可能とされている製品については、ワクチンの取扱い上の注意等に留意した上で、その効率的な使用に努めるようお願いします。

なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、最初の吸引日時を確認し、最初の吸引から 24 時間を経過していた場合は使用せず、適切に廃棄してください。

（４）各都道府県においては、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくようお願いします。

ア 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（３日間程度）で把握することが可能な体制

イ ワクチンの偏在等があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

エ 貴管内市区町村との連携の方法及び役割分担

（５）ワクチンが比較的早期に供給される見込みであることを踏まえ、ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供を早期に行うようお願いします。

（６）ワクチンの予約・注文については、以下の点に留意してください。

ア　医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績及び新型コロナウイルス感染症の感染予防等を行いながら接種することができる人数を正確に把握した上で、例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎んでください。

また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、また、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいです。

イ　卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫量等について綿密な情報提供を行ってください。

ウ　卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起こらないように、初回注文で納入した医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給してください。

なお、卸売販売業者は、昨年度に納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合には、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要がありますが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、配慮をお願いします。

（７）ワクチンの大量注文を行う医療機関等に対して、一度にワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、当該医療機関等においてワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力するようお願いします。

（８）接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いします。

併せて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和３年11月30日厚生労働省医政局長・保険局長通知）にも返品の扱いについて示されていますので、参照してください。

（９）卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、（１）のとおり、定期の予防接種の対象者への接種機会が確保できるよう、随時、必

要なワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮をお願いします。また、（４）も踏まえ、必要に応じて都道府県及び市町村と連携してください。

(10) 貴管内でワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行って貴管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、（４）の管内関係者の取り決めも踏まえ、地域間の融通等を行ってください。

なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行ってください。

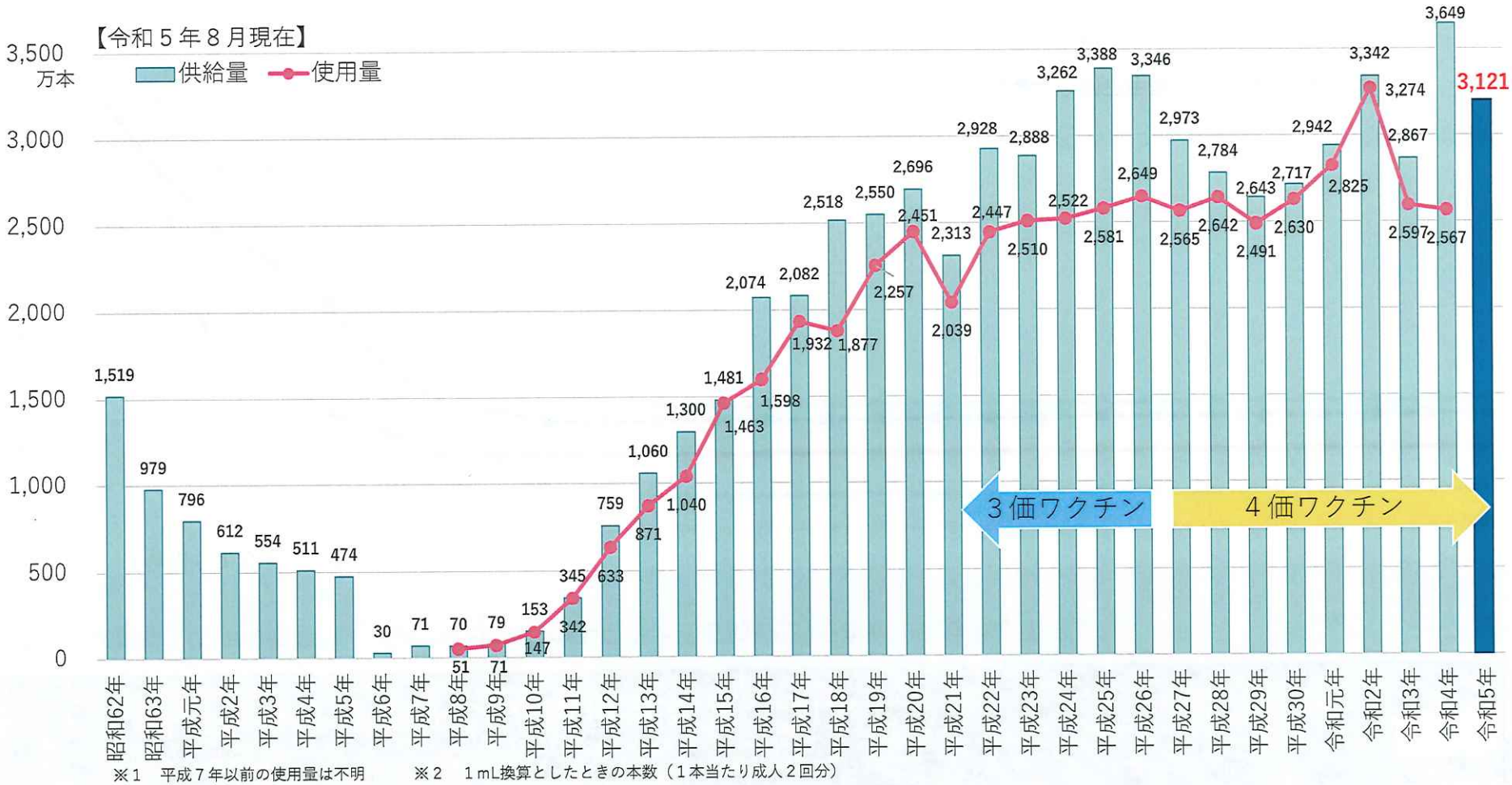
その上でなお、ワクチン供給の滞りや偏在等の問題が解消されない場合には、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課に対し、その状況を報告するようお願いします。

(11) その他、今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあります。

別紙１

インフルエンザワクチンの供給量の年次推移

令和５年度のワクチンの供給量は、3,121万本となる見込み。



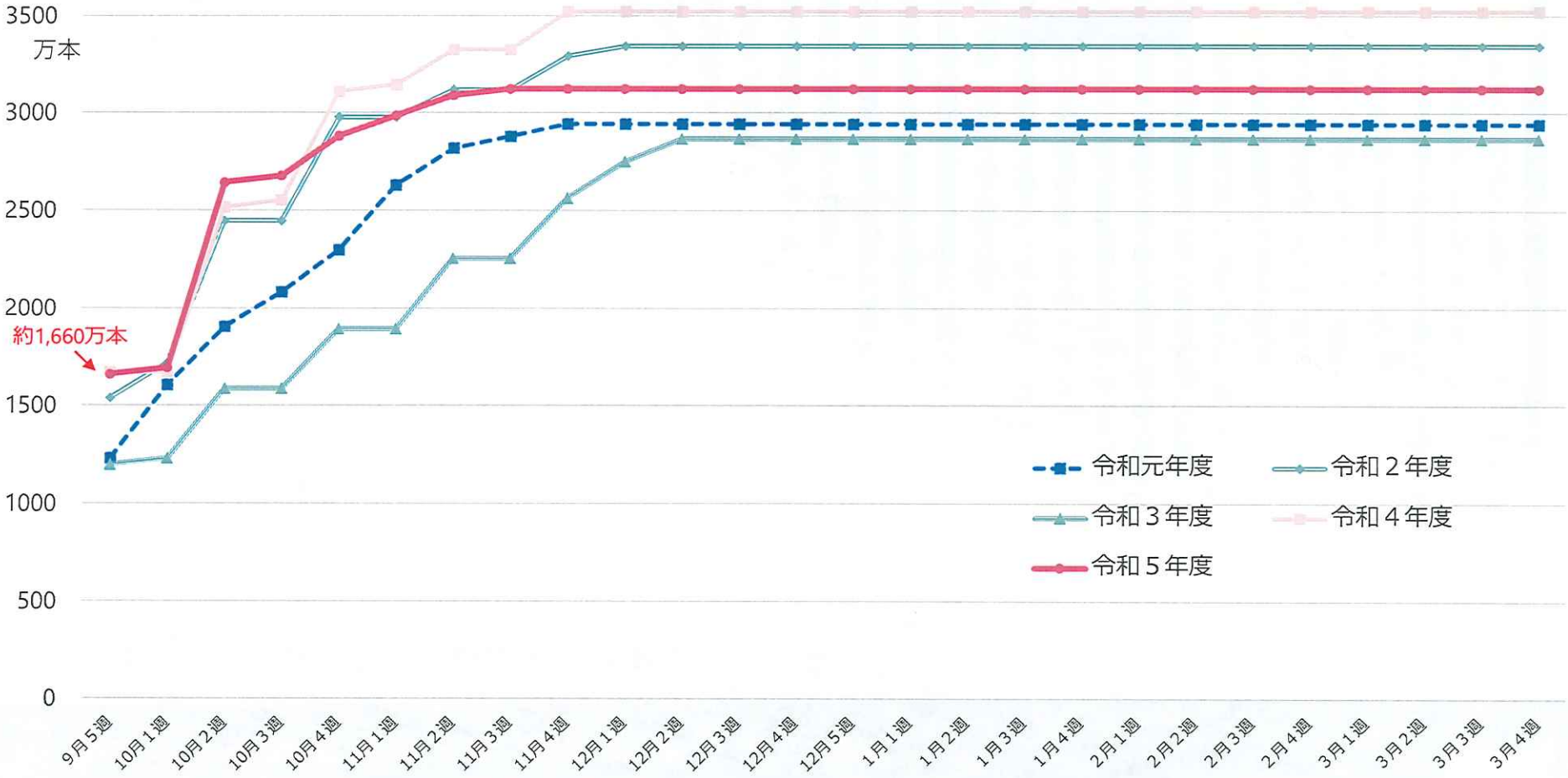
※１　平成７年以前の使用量は不明　　※２　１mL換算としたときの本数（１本当たり成人２回分）

別紙２

インフルエンザワクチンの累積供給量（週次）

令和５年度は９月末の時点で、年度内の供給量の半数を上回る約1,660万本が出荷される予定。

【令和５年８月現在】



注１）　供給量は、いずれも1mL換算　　注２）　週の表示は金曜日を基準としている（例えば、９月５週は9/29時点の供給量を示している）